

太田市職員の勤務時間等により難しいものの勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月30日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第3号

太田市職員の勤務時間等により難しいものの勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の勤務時間等により難しいものの勤務時間等に関する規則（平成17年太田市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表中

市民課(東サービスセンター及び西サービスセンター)	1 午前10時から午後6時45分まで	市長が定める。	1 時 2 後
	2 午前10時15分から午後7時まで		

を

正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで	市民課(東サービスセンター)	午前10時から午後6時45分まで	市長が定める。
	市民課(西サービスセンター)	午前9時から午後5時45分まで	市長が定める。

1 正午から午後1時まで
2 午後1時から午後2時まで
1 正午から午後1時まで
2 午後1時から午後2時まで

に改める。

附 則

この規則は、令和7年2月23日から施行する。